

国民年金付加年金制度のお知らせ

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は定額保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納めると、受給する老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額は「200円×付加保険料を納付した月数」となっています。

【具体例】付加保険料を10年間納付した場合

$$\text{付加保険料の納付額} \quad 400\text{円} \times 12\text{月} \times 10\text{年} = 48,000\text{円}$$



$$\text{付加年金の年金額} \quad 200\text{円} \times 12\text{月} \times 10\text{年} = 24,000\text{円}$$

●48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金額が老齢基礎年金に上乗せして受け取れ、大変お得です。

●保険料を納めた分は、2年間でモトが取れます！



〈納めていただく際の留意点〉

- ・付加保険料の納付は、申し込みをした月からの加入となります。さかのぼって加入することはできません。
- ・付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）です。ただし納期限を過ぎた場合でも 期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・国民年金保険料を納めていない月は付加保険料をおさめることができません。
- ・付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- ・国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納めることはできません。

—消費者見守り情報 No.53— ~詐欺的投資勧誘の今の手口はこれだ!~

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 または長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

以前からあった未公開株・社債・ファンドといった金融商品などの取引を装った、悪質業者（特に金融商品取引業の登録を受けていない「無登録業者」など）の詐欺的な投資勧誘による被害が最近多発しています。手口は巧妙に変化していますので、騙しの手口を知ることは、被害を防ぐためにも大切なこととなります。

【手口1 「名義を貸して」から始まる詐欺被害（金融商品等取引類似の架空請求詐欺）】

①「名義を貸して」

- ・あなたは、当社が買えないA社の社債の購入権利がある。不用なら当社が買いたいので名義を貸してほしい。

②「知らない。勝手にすればいい。」などと曖昧な対応をしてしまうと

③全くデタラメな脅しを受ける

- ・あなたの名義で買ったことが、A社にバレた。共犯として、あなたも警察に逮捕される。

- ・A社だ。名義貸しは犯罪だ。あなたを訴える。

- ・あなたの行為はインサイダー取引にあたる。行政当局の調査を受けることとなる。

- *複数の者がグルになって脅迫電話をかけてきます。



④様々な理由で金銭をだまし取る（架空請求）

- ・あなたも少し支払えば捕まらない。

- ・行政当局の検査が終わるまで、あなたの資産を預かる。

- ・裁判所に没収されないように、ここに全財産を振り込んで。

◆対処法：不審な電話には曖昧な対応をせずにキッパリと断る！相手の話に耳を貸さない！デタラメな脅しを恐れず に、お金を払う前に、誰かに相談することが大切！

【手口2 実在する証券会社を騙る投資勧誘】

○電話や勧誘資料において、実在する証券会社の商号等を詐称した、金融商品などの詐欺的な投資勧誘が横行しています。

- ・「商号」「所在地」「登録番号」「ロゴマーク」は実在する証券会社と同一であるが、「電話番号」だけ異なっています。

- ・商号詐称（実在する証券会社の名前を騙る）や登録番号詐称（証券会社など金融商品取引業者の登録番号を騙る）

- ・公的機関を騙る（金融庁などの公的機関の職員を騙り、信用させる）などの詐称が増加しています。

◆対処法：公的機関や証券会社が伝えてきた電話番号に、安易に折り返しの電話をしない！

追伸：松本消費生活センターは平成27年4月1日から中信消費生活センターに名称が変更になりました。